

中商連オートオークション統一ルール(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール) 新旧対照表

改正後 (2025. 7. 1～)	改正前 (～2025. 6. 30)
統一ルール第4章 (クレーム) 3. クレーム申立期間 (1) 基本となるクレーム申立期間 原則としてオークション開催日を含めて <u>5 日まで</u>とします。 また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み<u>ます</u>。期日の最終日が主催商組の休業日に当たる場合、<u>および締め切り時間等は別表Vのとおりとします。</u> (2) 具体的クレーム事項の申立期間 クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。 なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。 (3) <u>遠隔地等による</u>クレーム<u>申立</u>期間延長 <u>落札店が遠隔地（主催商組が定める地域）等の理由により</u>落札車両が基本となるクレーム申立期間内に届かない場合、<u>主催商組の裁定により、車両到着日翌日の主催商組の営業時間</u>までクレーム<u>申立</u>期間の延長を認めるものとします。 ただし、主催商組の搬出期限内に搬出された場合に限り、且つオークション開催日を含めて5日以内に主催商組への申請を必要とします。 また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがあります。 なお、期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内の主催商組の営業時間までとします。 なお、主催商組は期間延長の条件等をあらかじめ別表Vに定めることができるものとしますが、別表Vの「クレーム延長の最長期間」の欄について、主催商組はオークション開催日を含めて10日以上を設定するものとします。 (4) 天災、悪天候、繁忙期等によるクレーム<u>申立</u>期間延長 天災、悪天候、繁忙期等<u>によって</u>全体的な車両輸送の遅延により落札車両が基本となるクレーム申立期間内に届かない場合、<u>または主催商組の定めにより入金後搬出である場合等</u>、主催商組の裁定により、車両到着日翌日<u>の主催商組の営業時間</u>までクレーム<u>申立</u>期間の延長を認めるものとします。 <u>なお、天災、悪天候、繁忙期等を理由に期間延長が認められた場合、主催商組は事情に応じて別表Vの定めとは別の条件や期間を裁定できるものとします。</u>	統一ルール第4章 (クレーム) 3. クレーム申立期間 (1) 基本となるクレーム申立期間 原則としてオークション開催日を含めて <u>5 日の営業時間まで</u>とします。 また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日が主催商組の休業日に当たる場合は、<u>主催商組により翌営業日になることがあります。</u> (2) 具体的クレーム事項の申立期間 クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。 なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。 (3) クレーム<u>受付</u>期間延長 落札車両が基本となるクレーム申立期間内に届かない場合、<u>原則として</u>車両到着日翌日<u>の主催商組の営業時間</u>までクレーム<u>受付</u>期間の延長を認めるものとします。 <u>ただし、主催商組の搬出期限内に搬出された場合に限り、且つオークション開催日を含めて5日以内に主催商組への申請を必要とします。</u> <u>また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがあります。</u> <u>なお、期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内の主催商組の営業時間までとします。</u> (4) 天災、悪天候、繁忙期等によるクレーム<u>受付</u>期間延長 天災、悪天候、繁忙期等<u>によって</u>全体的な車両輸送の遅延が認められる場合、<u>または主催商組の定めにより入金後搬出である場合等</u>、主催商組の裁定により車両到着日翌日<u>の主催商組の営業時間</u>までクレーム<u>受付</u>期間の延長を認めるものとします。 <u>ただし、原則として主催商組の搬出期限内に搬出された場合に限り、且つオークション開催日を含めて5日以内に主催商組への申請を必要とします。</u> <u>また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがあります。</u> <u>なお、期間延長の最長は事象に応じて主催商組が裁定するものとします。</u>

改正後（2025. 7. 1～）	改正前（～2025. 6. 30）
統一ルール第 5 章（その他） 1. 福祉車両の消費税 福祉車両は、当該車両に付属する対象装置の<u>装着状況等</u>が主催商組では判断できないため、出品店による非課税申告がない限り消費税を計上します。 ただし、<u>成約後に落札店から非課税対象車両であると申立があり、これを主催商組が確認できた場合は消費税を計上しないものとします。</u> <u>対象装置が概ね装着されている車両における課税、非課税の判断については、主催商組がメーカーのお客様相談室に確認し、新車販売時の課税状況に準じるものとします。</u> <u>また、非課税に該当するかの装置装着状況や後付け架装された福祉車両については関連団体等に状況を確認し、課税、非課税を判断するものとします。</u> なお、申立期間は書類発送日を含む 7 日とします。	統一ルール第 5 章（その他） 1. 福祉車両の消費税 福祉車両は、当該車両に付属する対象装置の<u>不良、欠品等の不具合</u>が主催商組では判断できないため、出品店による非課税申告がない限り消費税は計上します。 ただし、<u>落札店により非課税対象車であることが確認された場合は、出品店の承諾に関わらず消費税相当額を返還するものとします。</u> <u>課税車両および非課税車両の判断については、主催商組において各メーカーのお客様相談室に確認し、新車販売時非課税であると回答があった場合に限り非課税車両と判断します。</u> なお、申立期間は書類発送日を含む 7 日となります。
統一ルール第 6 章（雑則） 1. 統一ルールの改正 この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。 <u>ただし、別表 V の改正については、主催商組が所定の方法で中商連に申請することで改正できるものとします。</u>	統一ルール第 6 章（雑則） 1. 統一ルールの改正 この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。
改正記録(規約) <u>令和 7 年 4 月 9 日改正、令和 7 年 7 月 1 日実施</u>	

オークション運営におけるプライバシーポリシー改定新旧対照表

改定後(2025.6.20～)	改定前(～2025.6.19)
オークション運営におけるプライバシーポリシー (略) (2) J U中販連グループは、オートオークション事業の健全な発展のため、個人情報を一般社団法人日本オートオークション協議会（以下「NAK」という）およびNAK参加会場と共同利用いたします。 ① 共同利用する項目 会社名（屋号）、代表者名、会社所在地、電話番号、走行距離メーター改ざんの直接関与情報、支払遅延情報、退会処分情報、倒産情報、古物営業法違反情報、反社会情報 ② 共同して利用する者の範囲 NAKおよびNAK参加会場（参加会場は、NAKのホームページにおいてご確認ください (http://nak-hp.info/index.htm)) ③ 利用する者の取得時の利用目的 円滑なオークション運営の実施のため。 ④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称および住所ならびに代表者の氏名 東京都中央区日本橋 3-2-14 日本橋 KN ビル 3F 一般社団法人日本オートオークション協議会 会長 <u>北口 武志</u> (略) <u>令和 7 年 6 月 20 日</u> J U中販連グループ	オークション運営におけるプライバシーポリシー (略) (2) J U中販連グループは、オートオークション事業の健全な発展のため、個人情報を一般社団法人日本オートオークション協議会（以下「NAK」という）およびNAK参加会場と共同利用いたします。 ① 共同利用する項目 会社名（屋号）、代表者名、会社所在地、電話番号、走行距離メーター改ざんの直接関与情報、支払遅延情報、退会処分情報、倒産情報、古物営業法違反情報、反社会情報 ② 共同して利用する者の範囲 NAKおよびNAK参加会場（参加会場は、NAKのホームページにおいてご確認ください (http://nak-hp.info/index.htm)) ③ 利用する者の取得時の利用目的 円滑なオークション運営の実施のため。 ④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称および住所ならびに代表者の氏名 東京都中央区日本橋 3-2-14 日本橋 KN ビル 3F 一般社団法人日本オートオークション協議会 会長 荒井 寿一 (略) 令和 5 年 12 月 4 日 J U中販連グループ

中商連オートオークション規約 新旧対照表

改正後（2024. 9. 1～）	改正前（～2024. 8. 31）
第3条 オークション運営会社への適用 1. (略) 2. (略) 3. <u>一般</u> 社団法人日本中古自動車販売協会連合会（以下、中販連という）、中商連および商組は、オークション運営会社がこの規約にもとづいてオークションを運営するために利用する目的に限って、オークション参加登録者の個人情報等を当該オークション運営会社に提供できるものとし、第9条1項の利用目的明示の中にそのことをあわせて記載する。	第3条 オークション運営会社への適用 1. (略) 2. (略) 3. 社団法人日本中古自動車販売協会連合会（以下、中販連という）、中商連および商組は、オークション運営会社がこの規約にもとづいてオークションを運営するために利用する目的に限って、オークション参加登録者の個人情報等を当該オークション運営会社に提供できるものとし、第9条1項の利用目的明示の中にそのことをあわせて記載する。
第23条 書類の交付 1. (略) 2. (略) 3. 落札者は、主催商組から前項の書類の交付を受けたときは、 <u>道路運送車両法の定めに基づいて落札自動車の登録名義の移転等を完了するものとする。ただし、この移転登録等の完了期日は、商組規約によってオークション開催日の翌月末まで延長することができる。</u> 4. (略)	第23条 書類の交付 1. (略) 2. (略) 3. 落札者は、主催商組から前項の書類の交付を受けたときは、 <u>その日から15日以内に、落札自動車の登録名義の移転等を完了するものとする。ただし、この移転登録等の完了期日は、商組規約によってオークション開催日の翌月末まで延長することができる。</u> 4. (略)
第27条 クレーム申立 1. (略) 2. (略) 3. クレーム申立は、第24条によ <u>る</u> 落札自動車の所有権の帰属変更の如何を問わず、 <u>出品者および落札者双方</u> を相手としてなされるものとする。	第27条 クレーム申立 1. (略) 2. (略) 3. クレーム申立は、第24条によ <u>って</u> 落札自動車の所有権 <u>がだれに帰属していても</u> 、落札者 <u>が出品者</u> を相手としてなされるものとする。
第30条 クレーム裁定の尊重 1. 削除 2. クレーム当事者は、第28条によるクレーム裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該クレーム <u>裁定</u> に関して、 訴訟提起、中商連への 異議申立をし得ないものとする。	第30条 クレーム裁定の尊重 <u>1. J Uオークションでのクレームについては、オークション参加者は、第28条に定めたクレーム裁定以前に、訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。</u> 2. クレーム当事者は、第28条によるクレーム裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該クレーム <u>事項</u> に関して、 <u>訴訟提起、中商連への</u> 異議申立をし得ないものとする。
第34条 制裁裁定の尊重 オークション参加者は、オークション主催商組が行う制裁裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該制裁裁定に関して 訴訟提起、中商連への 異議申立をし得ないものとする。	第34条 制裁裁定の尊重 オークション参加者は、オークション主催商組が行う制裁裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該制裁裁定に関して <u>訴訟提起、中商連への</u> 異議申立をし得ないものとする。
改正記録(規約) <u>令和6年6月6日改正、令和6年9月1日実施</u>	

中商連オートオークション運営規程 新旧対照表

改正後（2024. 9. 1～）	改正前（～2024. 8. 31）
第16条 登録名義の変更 1. 落札者は、落札自動車について登録名義の変更<u>または抹消登録</u>がされたときは、<u>オークション開催日の翌月末までに、車検証の写等名義変更を明らかにする書類</u>を主催商組に送付する。 2. (略)	第16条 登録名義の変更 1. 落札者は、落札自動車について登録名義の変更<u>等</u>がされたときは、<u>すみやかにその登録証の写</u>を主催商組に送付する。 2. (略)
第22条 クレームに対する裁定 1. 第21条のクレーム申立を受けた主催商組は、<u>クレーム事由が事実であった事が判明した場合、クレームは理由あるものとして、出品者に</u>規約第28条2項に定める処置を命じる裁定を下し、<u>出品者および</u>落札者は主催商組の裁定に従うものとする。 2. (略) <u>3. 削除</u>	第22条 クレームに対する裁定 1. 第21条のクレーム申立を受けた主催商組は、<u>クレーム事由が事実であった事が判明した場合、クレームは理由あるものとして、出品者に</u>規約第28条2項に定める処置を命じる裁定を下し、落札者は主催商組の裁定に従うものとする。 2. (略) <u>3. 主催商組は、走行メーターの改ざんを理由とする落札者からのクレーム申立があり、改ざんの事実があると判定したときは、申立期間を経過して申立が受領しない場合、もしくはクレーム申立を却下する場合でも、改ざん者の特定ならびにその者に対する損害賠償の請求について、落札者に協力するものとする。</u>
<u>改正記録(運営規程)</u> 令和6年4月10日改正、令和6年9月1日実施	

中商連オートオークション統一ルール(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール) 新旧対照表

改正後 (2024. 9. 1～)	改正前 (～2024. 8. 31)
第2章 出品 3.走行距離記入における注意点 ①～④(略) ⑤セットアップ交換車 ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。 <u>ただしセットアップメーター交換を証明する書類を提出する必要があります。</u>	第2章 出品 3.走行距離記入における注意点 ①～④(略) ⑤セットアップ交換車 ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。
別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定 34.エアバッグ不良・欠品 (クレーム裁定欄) 部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 <u>ただし、使用済み欠品の場合は、低価格車も含めクレーム受付期間はAA当日含む10日とする。</u> 故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。	別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定 34.エアバッグ不良 (クレーム裁定欄) 部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。
別表Ⅳ ペナルティー裁定基準 ⑦オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更等通知期限までに移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)を主催商組に提出しない場合 名変通知期限より 1～7日遅延 : ペナルティー1万円 8～14日遅延 : ペナルティー2万円 15～21日遅延 : ペナルティー3万円 以降、上記計算方法により1万円を加算	別表Ⅳ ペナルティー裁定基準 ⑦オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録しない場合 名義変更期限より 1～7日遅延 : ペナルティー1万円 8～14日遅延 : ペナルティー2万円 15～21日遅延 : ペナルティー3万円 以降、上記計算方法により1万円を加算
削除	別表Ⅳ ペナルティー裁定基準 <u>⑧オークション開催日の翌々月5日までに移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)を主催商組に提出しない場合</u> <u>ペナルティー1万円</u>
改正記録 <u>令和6年4月10日改正、令和6年9月1日実施</u>	

中商連オートオークション統一ルール(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール) 改正新旧対照表

改正後(2023.10.1～)	改正前(～2023.9.30)
別表Ⅱ 重大クレーム事項の受付期間と裁定 <u>6. CARFAX、AUTOCHECK により判明した並行輸入車のメーター改ざん</u> <u>評価点付・・・当日含む1ヵ月</u> <u>R点・・・当日含む1ヵ月</u> <u>低価格車・・・当日含む1ヵ月</u> <u>商談・・・当日含む1ヵ月</u> <u>10年・10万km超・・・当日含む1ヵ月</u> <u>(クレーム裁定欄)</u> <u>キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費(陸送費のみ)</u>	別表Ⅱ 重大クレーム事項の受付期間と裁定 (新設)
別表Ⅳ ペナルティー裁定基準 ①落札店都合によるキャンセル オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。) ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。 <u>ただし、ペナルティー金額については、落札金額が500万円以上1000万円未満の場合は10万円とし、落札金額1000万円以上の場合は15万円とする。</u> <u>なお、商談落札によるキャンセルについては、商組規約に準じるものとする。</u>	別表Ⅳ ペナルティー裁定基準 ①落札店都合によるキャンセル オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。) ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。 商談落札によるキャンセルについては、商組規約に準じるものとする。
別表Ⅳ ペナルティー裁定基準 ③納税証明書が成約車両に添付されていない場合 落札店は車検満了日の前月から請求することができる。(必ず主催商組を介して申し出すること) 出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に提出をしなければならない。7日以内に提出できない場合、ペナルティー1万円、以降<u>1週間経過毎に1万円を加算する。</u> ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。	別表Ⅳ ペナルティー裁定基準 ③納税証明書が成約車両に添付されていない場合 落札店は車検満了日の前月から請求することができる。(必ず主催商組を介して申し出すること) 出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に提出をしなければならない。7日以内に提出できない場合、ペナルティー1万円、以降<u>1日経過毎に2千円を加算する(主催商組の休業日は除く)。</u> ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。
別表Ⅳ④ ペナルティー裁定基準 自動車税が未納で車検が受けられない場合 ペナルティー1万円 以降<u>1週間経過毎に1万円を加算</u>	別表Ⅳ④ ペナルティー裁定基準 自動車税が未納で車検が受けられない場合 ペナルティー1万円 以降<u>1日経過毎に2千円を加算(主催商組の休業日は除く)</u>
<u>改正記録</u> <u>令和5年4月12日改正、令和5年10月1日実施</u> <u>令和5年7月10日改正、令和5年10月1日実施</u>	

改正記録

（令和３年１月２８日）運営規程の改正

第２４条「制裁の裁定」２項別表Ⅶが改正されました。

変更規定は、令和３年１月２８日より実施となります。

（令和３年１月２８日）規約の改正

第４条「参加資格等」が改正されました。

変更規定は、令和３年１月２８日より実施となります。

（令和２年６月４日改正）統一ルールの改正

第４章３項「クレーム申立期間」、別表Ⅰ５「レスオプション」、別表Ⅲ４７「装備品欄に関する附属品の欠品」、別表Ⅲ４８「標準装備品に関する附属品の欠品」、別表Ⅲ５０「ナビ付属品が後日送付のためナビ本体の動作確認ができない場合」、別表Ⅳ⑤「主催商組の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合」が改正されました。

変更規定は、令和２年９月１日より実施となります。

（令和元年６月６日改正）統一ルールの改正

第４章６項「クレーム免責事項」⑦号、別表Ⅰ４「グレード相違（パッケージオプション含む）」、別表Ⅱ５「メーター改ざん・交換・１回転申告漏れ」、別表２３「エンジン下部（メタル・ピストン異音・焼き付き・圧縮不足等）」、別表Ⅲ２８「クラッチ不良（滑り等）」、別表Ⅳ１１「譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合」が改正されました。

別表Ⅰ５「レスオプション」、別表Ⅲ３７「電動オープン不良」、別表Ⅲ５４「特殊・特装車両の上物と車両本体の年式違い」が新設されました。

変更規定は、令和元年９月１日より実施となります。

（令和元年６月６日改正）オークション運営におけるプライバシーポリシーの改正

オークション運営におけるプライバシーポリシーが改正されました。

改正プライバシーポリシーは、令和元年６月６日より実施となります。

（平成３１年１月３１日改正）検査基準の改正

別表Ⅰ「修復歴判定基準」および別表Ⅳ「評価点の上限点数」が改正されました。

変更規定は、平成３１年４月１日より実施となります。

（平成３０年６月７日改正）統一ルールの改正

第４章６項「クレーム免責事項」②号、④号、④－２号、別表Ⅱ⑫「エンジン載せ替え（規格外）」、別表Ⅱ⑬「ミッション載せ替え（規格外）」、別表Ⅳ⑭「名義変更前に起こした駐車違反、その他違反行為による出品店への迷惑行為」が改正されました。

変更規定は、平成 30 年 7 月 1 日より実施となります。

（平成 29 年 6 月 8 日改正）統一ルールの改正

第 2 章 2 項⑭「ワンオーナー関連」、別表Ⅲ5「ジャッキ・工具・スペアタイヤ等の欠品」、別表Ⅲ42「ワンオーナー」、別表Ⅲ46「標準装備品に関する付属品の欠品」、別表Ⅳ1「出品店都合のキャンセル」、別表Ⅳ3「納税証明書関連」、別表Ⅳ5「成約書類の提出が不可能な場合」、別表Ⅳ12「書類一式を紛失した場合」が改正されました。

第 2 章 2 項⑯「出品車両の納税確認」、別表Ⅳ3-2「自動車税関連」、別表Ⅳ15・16・17「各種理由で移転登録、車検が受けられない場合」が新設されました。

変更規定は、平成 29 年 7 月 1 日より実施となります。

（平成 29 年 6 月 8 日改正）運営規程の改正

第 8 条「出品自動車の条件 1 項別表Ⅲ」が改正されました。

変更規定は、平成 29 年 7 月 1 日より実施となります。

（平成 29 年 6 月 8 日改正）規約の改正

第 9 条「会員情報の取扱い」、第 10 条⑤号「定義（JU 中販連グループ）」、第 36 条「情報の交換と共同利用」が改正されました。

第 9 条の 2「落札自動車の書類に関する個人情報の取扱い」が新設されました。

変更規定は、平成 29 年 7 月 1 日より実施となります。

（平成 29 年 5 月 30 日改正）オークション運営におけるプライバシーポリシーの改正

オークション運営におけるプライバシーポリシーが改正されました。

改正プライバシーポリシーは、平成 29 年 5 月 30 日より実施となります。

（平成 29 年 1 月 26 日改正）統一ルールの改正

別表Ⅰ-2「初年度登録月」、別表Ⅰ-11「車検」、別表Ⅲ-29「A T ミッション不良（滑り、ショック、タイムラグ）」、別表Ⅲ-44「冠水車（申告ありの場合）」、別表Ⅳ-1「落札店都合によるキャンセル」が改正されました。

変更規定は、平成 29 年 4 月 1 日より実施となります。

（平成 28 年 6 月 7 日改正）規約の改正

第 12 条の 2「主催商組の免責」が新設されました。

変更規定は、平成 28 年 7 月 1 日より実施となります。

（平成 28 年 6 月 6 日改正）運営規程の改正

第 6 条「出品自動車に関する用語」②号別表Ⅱ「修復歴車」が改正されました。

変更規定は、平成 28 年 7 月 1 日より実施となります。

（平成 28 年 6 月 6 日改正）検査基準の改正

別表Ⅰ「修復歴及び骨格の基本定義」が改正されました。

変更規定は、平成 28 年 7 月 1 日より実施となります。

（平成 28 年 1 月 28 日改正）統一ルール of 改正

別表Ⅱ「重大クレーム事項の受付期間と裁定」が改正されました。

変更規定は、平成 28 年 4 月 1 日より実施となります。

（平成 28 年 1 月 28 日改正）検査基準の改正

別表Ⅱ「評価点および評価基準」および別表Ⅴ「検査表示記号」が改正されました。

変更規定は、平成 28 年 4 月 1 日より実施となります。

（平成 26 年 1 月 30 日改正）統一ルール of 改正

中商連オートオークション統一ルールが一部改正されました。

変更規定は、平成 26 年 4 月 1 日より実施となります。

（平成 25 年 4 月 1 日施行）検査基準の施行

中商連オートオークション検査基準が制定されました。

この検査基準は、平成 25 年 4 月 1 日より実施となります。

（平成 25 年 1 月 31 日改正）統一ルール of 改正

中商連オートオークション統一ルールが全面改正されました。

変更規定は、平成 25 年 4 月 1 日より実施となります。

（平成 24 年 4 月 1 日施行）統一ルール of 施行

中商連オートオークション統一ルールが制定されました。

この統一ルールは、平成 24 年 4 月 1 日より実施となります。

（平成 24 年 1 月 26 日改正）運営規程の改正

第 20 条「クレーム申立期間」1 項別表Ⅴが改正されました。

変更規定は、平成 24 年 4 月 1 日より実施となります。

（平成 23 年 6 月 2 日改正）規約の改正

第 2 条 3 項「この規約の効力」、第 22 条 2 項、4 項「落札者の代金決済」、第 23 条 1 項、4 項「書類の交付」および第 31 条「立替払い金の請求」が改正されました。

変更規定は、平成 24 年 1 月 1 日より実施となります。